

令和4年度（2022年度）
第3回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2022年9月9日（金）午後6時開会
場 所：オンライン（Zoom）による開催

1. 開 会

○事務局（阿部環境政策課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第3回北海道環境審議会を開会します。

本日の進行を務める環境政策課の阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、遅い時間帯の開催となりましたことをお詫び申し上げます。

また、オンラインによる開催により、委員の皆様にはご不便をおかけすることがあるかと思いますが、ご協力のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数17名のうち、過半数のご出席をいただいております。審議会条例の規定により、本審議会は成立していることをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（阿部環境政策課長） それでは、開会に当たりまして、気候変動対策担当局長の竹本よりご挨拶申し上げます。

○竹本気候変動対策担当局長 気候変動対策担当局長の竹本と申します。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、夜分にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先月は、ゼロカーボン北海道の実現に向けまして、地球温暖化防止対策条例の見直しの基本的な考え方につきまして答申をいただきましたけれども、本日の審議会におきましては、地球温暖化防止対策法に基づく地域脱炭素化の促進区域の基準について、引き続き、ご審議をお願いしたいと考えております。

オンラインでの開催ということでご負担をおかけしますが、専門のお立場から忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◎事務連絡

○事務局（阿部環境政策課長） 次に、本日の資料の確認であります。

ご審議いただきます資料といたしましては、資料1と別紙1と参考資料1から参考資料3になります。

資料は進行に沿って画面上で共有いたしますが、不都合な点などございましたら事務局までお申し出いただければと思います。

続きまして、オンライン開催の留意事項となります。

安定した通信環境を確保するため、ご発言されない間はマイクとビデオカメラをオフにさせていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

ご発言の際は、手を挙げるボタンを押すか、または、発言の申出をしていただきまして会長の発言許可を受けた後にご発言いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、事前にお配りいたしましたオンライン開催に係るお知らせ

を再度ご確認くださいと思います。

それでは、ここからの進行は中村会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議 事

○中村会長 中村です。

私もオンラインから参加ということで、時間的な遅れがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、今日は、今のご挨拶にもあったとおり、議事は一つで、前回の環境審議会で申し上げた早く道案を出してくれということについて、事務局でまとめ上げた道の配慮基準について検討する内容です。

議事の(1)地域脱炭素化促進事業(促進区域)の道の配慮基準について、まず、事務局から説明していただいて、皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

事務局としては、説明した後、皆さんからご意見いただくことになっているのですが、取りあえず、今日の目標としては、何かを決めるということではなく、いろいろなご意見をお聞きするというところでよろしいでしょうか。

○事務局(尾原課長補佐) 結構でございます。

○中村会長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(尾原課長補佐) 気候変動対策課の尾原でございます。

資料1、地域脱炭素化促進区域に係る道基準についてということで、今、画面共有をしますので、お待ちください。

資料1の地域脱炭素化促進区域に係る道基準についてというスライドに沿ってご説明させていただきます。

以降のスライドは、右下にページ番号を振っておりますので、ご参照いただければと思います。

では、次のスライドをお願いします。

1ページ目は、目次として「はじめに」と記載しておりますけれども、今日は、道基準の考え方とたたき台の案のご説明を申し上げたいと思っております。

もう一つは、前回の審議会でご議論があった二つの点について、道基準の設定と関係する規制法、アセス法の関係について、改めてご説明をさせていただきたいと思っております。

18ページからの参考情報は、これまで審議会でご説明した資料を添付しているのみでございますので、参考にしていただければと思います。

そうしましたら、スライドの2枚目でございます。

本日の趣旨といたしましては、地域脱炭素化促進事業の促進区域設定に係る道の基準について、我々道基準の考え方、事務局の考え方と、たたき台の内容をご審議いただきたいと考えているところでございます。

では、早速、スライド3枚目、道基準の考え方から説明させていただきたいと思います。

まず、道基準の基本的な考え方でございますけれども、促進区域の設定に関する環境省令で示されている考え方に基づいて定めております。

以下、四つございますけれども、上から、1点目は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保してまいりたいと考えております。2点目は、道の地方公共団体実行計画との整合性を図ってまいりたいと考えているところでございます。3点目は、再生可能エネルギーの潜在的な利用可能性を踏まえるということ、4点目は、客観的かつ科学的な知見に基づいた情報を基準の中に設定していくということで、これはどういうことかと申しますと、我々が道基準を定めた場合には、その基準を参照して市町村が促進区域の設定の作業に移りますので、必要な情報を提示する際に、客観的かつ科学的な知見に基づいた情報を提供しなければならないという意味でございます。

以上の四つを念頭に道の基準を定めてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、スライドの5ページ目に、道として考えている基準の考え方を二つお示ししております。

まず、1点目の上の白丸は、環境影響評価法対象事業の環境配慮と整合性を図りたいと考えているところでございます。

どういうことかと申し上げますと、その下のポチに書いているところでございますが、促進区域内で行われる地域脱炭素化促進事業と、促進区域外で行われる同様の再生可能エネルギー事業に対して求める環境配慮が異なることがないように環境影響評価法に基づく配慮手続で求めている環境配慮と、我々がこれから道基準で設定する環境配慮の整合性を図ってまいりたいと考えているところでございます。

もう一点は、その下の白丸ですが、市町村が本制度を活用して地域の脱炭素化を検討する余地を確保してまいりたいと考えているところでございます。

その下のポチでございますけれども、どういうことかと申しますと、市町村が地域の要望や地域住民の意見等を吸い上げて、地域の実情に応じて本制度を活用した脱炭素化促進事業を検討できる裁量の余地を残せるように、許可申請などの手続を行えば、再生可能エネルギー事業を実施できる可能性がある区域については、促進区域の検討ができるように道基準を定めてまいりたいと考えているところでございます。

これはどういうことかと申しますと、次のスライド6ページに、促進区域の検討のイメージを載せておりますけれども、これはとある市町村が地元の方々と風力発電のゾーニングを検討した例でございます。右肩に凡例が示されているところでございます。上から順に、例えば、赤色の建物用地は風力発電の事業立地場所から除きましよう。その下の建物から500メートルの範囲、1,000メートル範囲は点在する建物に対して丸で抜いていって、そこは風力発電を造らないほうがいだろう。そういった検討を上からずっとして、例えば、ブルー色の斜線の四角の海岸線は除こうかなと。その次の、粗いピンク色の斜線の四角は、クマタカ、オオワシ、オジロワシが多数生息しているメッシュも

鳥の保護からいって除いたほうがいいたろうといった検討を市町村と地域が重ねていって、最終的に一番下の細かい斜め線が入ったメッシュのゾーン、条件付き検討可能というところで、我がまちとしては風力発電を造ることができるのではないのか、そういった検討をした例がこの図でございます。

我々道としては、このような検討を市町村と地域が十分行えるよう道基準を策定してまいりたいと考えているところでございます。

それでは、早速、次からは道基準のたたき台についてご説明してまいります。

スライドの7ページをお願いします。

まず、道基準の構成のおさらいでございますけれども、促進区域の設定に関する都道府県の基準といたしましては、促進区域の設定に関する環境省令によって、四つの構成が示されておりまして、まずは、①市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域、その次としまして、考慮対象事項等で、法令対象事項というのは、ア、イ、ウ、エの四つのポイントから構成されておりまして、一番上のアが施設の種類ごとに省令で掲げる環境配慮事項のうち、市町村が促進区域を定めるに当たって考慮すべき事項、その次に、イのその事項ごとに環境保全への適正な範囲を確保するための考え方を示す。ウといたしまして、促進区域の設定に当たって、考慮するに当たって収集すべき情報を定める。エは、その収集すべき情報をどこから収集したらいいのかという情報の収集方法について、このア、イ、ウ、エを四つ考慮対象事項として定めることとなっております。

そのほかに、適用除外と特例事項の二つをできる規定ということで基準が定められることになっておりますが、詳細は後ほどご説明いたします。

以上、四つが都道府県基準の構成となっておりますけれども、これから一つずつ説明させていただきます。

そうしましたら、スライドの8ページです。

まず、一番最初の市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域でございますけれども、道としては、国の基準の考え方を参照して設定してまいりたいと考えているところでございます。

上段に、国の基準を参考にお示ししております。国の基準がどうなっているかと申しますと、市町村が促進区域から除外する区域の基準名称として促進区域に含めない区域ということは省令で定められております。マニュアルによると、その設定の考え方は環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、当該区域内においては、地域脱炭素化促進施設の立地を原則認めないこととしている区域を定めているという解説がマニュアルに載っているところでございます。

では、我々道の基準案としまして、市町村が促進区域から除外する区域、その下の①市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域については、同様に、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から、法令に基づき、その範囲を明

確に定義され、図示されている区域であって、施設の設置を原則認めないこととしている、または、禁止を行政指導しているような区域については、市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域に設定したいと考えているところでございます。

続いては、この考え方に従って具体的なたたき台を別にお示しします。

左肩に別紙1-1とある資料を共有しますので、少々お待ちください。

この別紙1-1の市町村が促進区域から除外する区域でございますけれども、左から一番上の欄を見ていただくと、環境配慮事項ということでお示ししてございまして、それぞれ酸化水素の影響や、騒音による生活環境への影響といった環境配慮事項と列挙しておりまして、それに相当する国の基準をその右側に記載しております。これは、比較対象として国基準を記載しているところでございますが、その右の市町村が促進区域から除外する区域という、この二つの区域名と区域の設定根拠が道の基準の案となっております。

ここで言いますと、例えば、上からいくと、温泉への影響については、国基準がありませんけれども、道としては、温泉保護地域や準保護地域では新規の温泉の湧出許可が下りないということで、そこで事業をすることはできませんので、この市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域に設定したいと考えているところでございます。

その下は、例えば、国指定鳥獣保護区の特別保護地区においては、国と同様のゾーンが道にもありますので、それに対応するものは合わせて促進区域から除くのが適切だろうといったことで、このたたき台に記載しているところでございます。

今、例示として雑駁にご説明しましたけれども、市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認める区域については、先ほどスライドの8ページでご説明した考え方に基いて、今のところこんな形でたたき台の案を考えているところでございます。

スライドに戻りまして、次の基準の説明をさせていただきたいと思っております。

次は、10ページ目の考慮対象事項等についてご説明申し上げます。

市町村が促進区域を検討する際に、考慮を要する区域もしくは事項として道が設定する基準についても、国の基準の考え方を参照して設定してまいりたいと考えているところでございます。

同様に、上のほうに国の基準を示しているところでございますけれども、国も構成的には同様に、上の段の②促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域について定めてございまして、その設定の考え方としては、促進区域に含めないこととするまでは言えないものの環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な区域、そして、設定の考え方が記載されております。あわせて、環境保全の支障を防止する観点から、再エネの立地のために一定の基準を満たすことが法令上必要な区域を定めているところでございます。

それと同様の構成で、下段ですが、促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項についても設定の考え方を記載されてございまして、これも促進区域に含めないこととするまでは言えないものというの是一緒で

ございますが、性質上、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な事項について定めていると。環境保全の支障を防止する必要性が高いものの、性質上区域での規制が行われていないので事項として求めているところがございます。

それに対して、矢印の下側の道の基準の案でございますけれども、道の基準の構成としても、考慮対象事項としては区域と事項を定められることになっておりますが、考慮対象区域については、上の設定の考え方、法令や条例などの基準の遵守や許認可等の手続を経れば、施設の設置が可能であるものの、地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な区域については考慮対象区域として定めてまいりたいと考えております。

その下の考慮対象事項については、同じように、法令や条例等の基準の遵守や許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの、地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な事項について定めてまいりたいと考えております。

続いて、同様に、その考え方に基づいて、また画面を切り替えて事務局案としてたたき台をお示ししてご説明したいと思っております。

別紙1-2でございますけれども、先ほどと同様に、左から環境配慮事項、その次に、国の基準を参考として載せておまして、それ以降の右側、促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法のところからこの三つの縦欄が道基準となっております。この基準については、状況に応じて促進区域に含めるか否か、または、含めるのであれば、事業実施に当たり配慮が必要な区域について定めているところがございます。

例えば、上から10段目くらいに重要な地形及び地質への影響が記載されておりますけれども、その重要な地形と地質を収集すべき情報として、この右側の情報収集方法に、環境省のホームページ、日本の地形レッドデータブック、文献その他資料などから重要な地形・地質の情報を得て、当該地形の改変を避けたり、または、改変面積をできる限り小さくするなどして、その重要な地形・地質への影響をなるべく配慮していただきといった適正な範囲のための考え方を示すのが適当ではないかと現段階で考えているところがございます。

今、説明したものと同様な形で、かなり多数の項目を載せているところがございますので、後ほどご参照いただければと思っております。

その次は、別紙1-3の考慮対象事項について、そのままご説明させていただきます。

表の構成は、先ほどの考慮対象区域と同じでございます。左から国基準、環境配慮事項、それに応じた国基準が書いておまして、右側の三つが道の基準の案となっているところがございます。

例えば、上から2段目の騒音による生活環境への影響については、国基準では、騒音その他の生活関係への支障が記載されておりますけれども、我々道基準としては、騒音に関する保全対象施設として、学校や病院、福祉施設、住宅地などを提示しておまして、そういった情報を環境省ホームページなり、文献その他資料などから入手していただいて、その適正な配慮のための考え方としては、例えば、一番上の黒丸に書いてあるのは、住居

等の配慮が必要な施設が近傍に存在する場合、騒音の影響を抑えるための必要な対策を講じることといった事項を求めると。

飛びまして、下の三つ目の事業用地近傍に、例えば、風力ですと2キロメートルの範囲内に保全対象施設等がある場合は、騒音の影響を抑えるために必要な対策を講じingことを求めています。

さらに、下に行って、今度は反射光による生活環境への影響でございますと、保全対象施設は、同じく、学校、病院、福祉施設などを考えておまして、適正な範囲のための考え方ですと、例えば、事業地の周囲に植生を施したり、反射を抑えた仕様の資材を使っているなどとして、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じることといった適正な配慮を求めるところでございます。

ここまでで基準を二つご説明いたしましたけれども、さらに、下に行ってください、今、真ん中に緑のラインがありまして、その右肩に小さい文字でご説明しておりますけれども、この道基準は、ゴールデンウィーク直前に国が示したマニュアルやハンドブック、昨年度、委員の皆様からいただいたご意見、また、庁内協議でいただいた事項、区域などを、ひとまず網羅的にここに入れて議論の俎上にのせようということで作成したものでございます。

ですので、今日初めてこういった形でご説明申し上げておりますので、今後、今日も含めて、委員の方々から意見をいただき、ほかの部会や審議会からの意見、もしくは、庁内協議、この基準自体が市町村に関わる基準となっておりますので、市町村などからも意見を聴取した上で、今後、この基準をブラッシュアップして定めてまいりたいというのが事務局の考えでございます。

元のスライドに戻りますので、お待ちください。

では、四つのうち、二つの基準の説明をしましたので、残りの二つの基準の説明をしてまいりたいと思います。

スライド12ページですが、ここでは適用除外についてご説明したいと思います。

上の白丸ですが、そもそも適用除外とは、先ほどご説明した考慮対象事項などの全てを適用しないとすることができる基準のことでございます。省令上はアセス法の対象規模未満の事業に設定することが可能でございます。

その下の白丸二つ目、道といたしましては、北海道アセス条例の対象規模未満の事業にアセス手続を求めておりませんので、地域脱炭素化促進事業にのみ、全ての規模の事業に対して、この道基準で環境配慮を求めることは現行条例と不整合が生じると考えているところでございます。

ですので、その白丸の三つ目、現行条例を超えて新たな義務を課さないためにも、道の適用除外については、北海道アセス条例の対象規模未満の事業に設定してまいりたいと考えているところでございます。

ですので、設定の考え方としては、この表の右側のところでございますが、北海道アセ

ス条例の対象規模未満の事業について、適用除外の対象としてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、今度は、2-7の特例事項のご説明をしたいと思います。

これも上段の白丸、そもそも特例事項とは、事業の規模、設置の形態、場所を限定しまして、考慮対象事項などの中から一部のみを適用する事項を選別できる基準のことでございまして、これも同様に、アセス法の対象規模未満の事業に設定することが可能となっておりますが、道としては、アセス手続において、その事業の規模や設置の形態、場所に応じて求める環境配慮事項を減らすということをこれまでしておりませんので、この道基準においても特例事項を設定しないということで考えているところでございます。

長々説明いたしました、以上で、我々道基準、四つの基準の考え方、基準の状況、今のたたき台の状況をご説明申し上げたところでございます。

続きまして、スライドの13ページ目に行ってください、冒頭にご説明しましたけれども、前回の審議会でワンストップ窓口とアセス法の配慮書の手続についてご議論いただきましたので、改めての説明でございます。

スライド14ページ目でございます。

認定地域脱炭素化促進事業に係る許認可申請などの手続として、これまでもお示した図なのかなと思っておりますが、おさらいのために載せているところでございます。

ワンストップ窓口が何かと申しますと、このスライドの左側ですが、本来の一般的な事業ですと、事業者は許認可権者に対して個別に申請を重ねていかなければならない、該当するのであれば、自然公園法のところに行って事業者が許可申請をする、併せて、森林法のところに行って事業者が許可申請をするというふうに、該当する法律に対して個別に申請していくことになります。それが右側の認定地域脱炭素化促進事業になりますと、申請した市町村が窓口となって協議することとなりますので、事業者は地域脱炭素化促進事業計画を市町村に提出すればよく、その後の許可手続については、市町村が許認可権者に対して同意の協議、許可できる内容ですかということ市町村が代行して協議して、その同意がなされれば、許可とみなされるといった手続がワンストップ窓口の制度となっております。

あわせて、その下の環境影響評価法の配慮書の手続も説明してしまいますけれども、そもそも、環境影響評価法の手続は、この左側の緑色のところがございまして、配慮書、方法書から報告書までの五つの手続があります。この地域脱炭素化促進事業になりますと、我々が示した道基準に従ってあらかじめ環境配慮事項が事業計画に盛り込まれることとなりますので、環境影響評価法の配慮書手続がその事業計画に組み込まれるといった形で省略されるというのがアセス法の配慮書の手続になります。

その次のスライドで、ワンストップ窓口を説明いたします。

上の3行、ワンストップ化の特例でございますが、今ご説明したとおり、地域脱炭素化促進事業計画の提出、調整先が市町村に一元化されることによって、事業者の関係機関と

の許可申請などの負担が軽減されるもので、許可等が不要になったり、許可等の基準が緩和されるものではありません。

それがどうしてかと言いますと、左側の四角の枠の中に記載しておりますけれども、温対法の条文の中で、市町村が地域脱炭素化促進事業計画を認定しようとする場合においては、各号に定める者に協議をして、その同意を得なければならないといった規定になっております。例えば、その事業が温泉法の許可が必要な事業であれば、温泉法の許可を受けなければならない行為として都道府県知事に対して協議し、市町村がその同意を得なければならないという条文構成になっております。

その右側ですが、協議を受けた都道府県知事はどうするかと申し上げますと、その下の各号に定める要件に該当するものであると認めるときは同意をするものとなっております。どういう場合かと申しますと、温泉法の規定によって許可をしなければならない場合に該当した場合、同意しなさいといったことが温対法上定められているところでございます。これを合わせて考えますと、関係法令の許可等基準を満たす場合に同意がなされるといったことで、実質的に許可などが不要になったり、許可等の基準が緩和されるものではないといった制度になっております。

その次は、アセス法の配慮書手続について、スライド2枚でご説明します。

今お示ししているスライド16は、そもそも、アセス法の環境配慮書、環境配慮手続とは何ぞやというところをご説明するスライドでございますが、先ほど申し上げた5段階、左からブルー色の配慮書手続、ピンク色の方法書の手続、準備書、評価書、報告書といった手続が順に行われていく中、配慮書手続は最初に行われる手続でございます。

どういった内容の手続かと申しますと、その下に記載しておりますけれども、配慮書であれば、環境保全のために適正な配慮をしなければいけない事項について検討するものとされているところでございます。方法書は、配慮書で決めた配慮しなければいけない事項について、では、どのような方法で環境アセスを実施していくのかということを決めます。準備書は、定めた方法に従って、調査、予測、評価を実施した結果を示して、事業者が環境保全に関する考え方をまとめたものとなります。評価書は、その準備書に対して、環境保全の見地からの意見や、都道府県知事などからの意見について併せて検討しまして、必要に応じて準備書を修正したものになります。最後、報告書は、事業の工事中に実施した事後調査や、その結果に応じて講ずる環境保全対策で重要な環境に対して行う不確実な環境保全対策状況について、工事終了後に図書にまとめて報告、公表を行うものとなっております。

このアセス法の手続に対して、地域脱炭素化促進事業について、どういうことが起きているのかは、次のスライド17ページ目にお示ししているところでございますが、この一番上の3行、この地域脱炭素化促進事業制度においては、都道府県基準に定めた適正な配慮のための考え方があらかじめ事業計画に盛り込まれますので、さらに、それを市町村が事業認定する際に確認することとなります。

それは、その下の絵のところの青い点線の四角の枠のところ、地域脱炭素化促進事業制度においては、まずは我々道が基準を策定する、その基準に従って地域脱炭素化促進事業計画に環境配慮が盛り込まれまして、有識者等が参加する協議会などで議論されていく、それを地域脱炭素化促進事業の認定の際に市町村が確認をするといった流れになるところでございます。

これが上のアセス法の手続のブルー色の配慮書の手続に代わる行為となりますけれども、では、その市町村が地域脱炭素化促進事業の認定を行った後は、アセス法の手続は方法書以降はそのまま従前どおり行われますので、そこからは従前のアセス法の青色の矢印の評価に移行しまして、方法書の手続、準備書の手続は、引き続き、国や道が審査していくといった制度の立てつけになっているところでございます。

以上、長々と説明いたしました、以降は参考情報ですので説明は省きますけれども、以上で、たたき台の考え方とたたき台についてご説明いたしましたので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○中村会長 ありがとうございます。

これから皆さんにご意見を聞こうと思うのですが、その前に事務局に確認しておきたいことは、まずは、今回の促進区域の設定についてですが、考慮事項と除外する事項について、道基準に関してですけれども、これはあくまでも特例措置であって、これまでどおりの手続を踏めば、ここの基準に当てはまらない、仮に除外区域と設定された場合であっても、これまでどおりの手続を踏めば、実際には、そこで再エネ等の構築ができると考えていいですね。

○事務局（尾原課長補佐） おっしゃるとおりでございます。市町村が本制度を活用して事業を行うための基準でございますので、この制度を使わずに、従前の法の規制や、環境アセス法に基づいて同様の事業を行うことは可能でございます。

○中村会長 私は、実はいろいろな制限を課してしまうと、もう全てその場所から再生可能エネルギーの設置ができなくなってしまうというふうに当初思ったのです。そのため、それは私権を制限することにもつながるので難しいのではないかと考えていたのですが、実際には、今、事務局から回答があったとおり、あくまでもこれは促進するための特例措置であって、この措置に外れたからといって、今までどおりの道筋であれば、そういった場所においても再エネの設置ができるということです。よろしいですか。ですから、今回、促進から除外されたとしても、今までどおりの手続においては設置することが可能になるということです。

それから、もう一点、私が用意していただいた参考資料3の長野県の事例を皆さんに見ていただこうと思うので、それをオンにさせていただきませんか。

○事務局（尾原課長補佐） 今、切り替えます。

○中村会長 この会議がある前に他の県でどんなことが議論されているのだろうかという

ことで友人に聞きましたら、この長野県の案が出てまいりました。太陽光発電のみですけれども、基本的な考え方が既に書かれています。

今回、道の案というのは、温泉の部分は確かに道独自の案が示されていて、いわゆる促進区域から除外する一番厳しいところについては、基本、温泉区域の考え方は道が付加した考え方として出ているのですけれども、それ以外の部分は、基本、国の指定に準じています。

それに対して、この長野県は、例えば、基本的な考え方として、道が書いている「地域の自然的社会的条件に応じた環境保全の適正な配慮を確保」という非常に曖昧な基本的な考え方ではなくて、例えば、この1に書いてあるように、長野県の地域特性を踏まえた安心・安全な再生可能エネルギーの推進というふうにして、そこでは、砂防指定地や地滑り防止区域など災害のおそれがある区域については除外するというふうに明言しています。

これは、実は、道の案では考慮すべき区域になっています。

それから、2についても、森林の役割を重視した再生可能エネルギーの推進ということで、地域の森林計画対象森林から除外するというふうに書いています。

また、農地についても、最後の自然環境についても、北海道でも重要だと思うのですけれども、除外する場所を検討しています。

今後、議論していくときに、除外区域という一番最初の部分と、それから、考慮すべき区域の二つに分かれるわけですけれども、どちらかという、考慮する区域というのは何らかの形で考慮すればやってもいいよというメッセージを与えていると思うので、それで、本当に北海道の自然環境が守れていくのかというのが大きな論点になると思います。

次をめぐってもらえますか。

ここに書いてあるとおり、太陽光発電のみを取っても、先ほど道が示したものよりは非常に多くの区域が促進区域に適当でないと認められる区域に上げられています。私の印象ですけれども、道の原案は、こういったものに比べると非常に消極的な原案になっているということも知っておいてください。

私の意見も入っていますけれども、ひとまず、皆さん、こういったことを知った上でいろいろな形でご発言いただきたいと思います。

どうぞ、どなたからでも結構です。

白木委員、お願いいたします。

○白木委員 白木です。よろしくお願いします。

今回は、実質的な話ではなくて、考え方や、基準の設定の方法についてということですので、そういったことの中で、不明に思っているところ、私は、法律などはあまり詳しくないので、ご説明をいただきたいと思った点についてお伺いしたいと思います。

複数あるのですが、続けて意見を言ってもよろしいですか。

○中村会長 ひとまず、幾つかお願いします。

○白木委員 まず、スライドの7ですが、道基準案の②のAに「施設の種類ごとに」と書

いてありますよね。恐らく、施設の種類ごとに区域や配慮事項を決めていくことになるのだと思うのですが、例えば、風力に対してとか地熱に対してというふうに、これから個別に考えていくという理解でよろしいでしょうか。

○中村会長 事務局、お願いします。

○事務局（尾原課長補佐） その予定で考えているところでございます。

○白木委員 それから、これは全体に関わることかなと思うのですが、例えば、促進区域になった場所で何か事業をやった場合に、それがその後の方法書や準備書の段階で取下げになる。つまり、環境にちゃんと配慮されていないことが分かった場合は取下げになるということは可能ですか。そういうふうに設定できるのですか。

○中村会長 事務局、お願いします。

○事務局（尾原課長補佐） まずは、我々は、ほかの法律でも許認可申請を受けて、例えば許可基準に満たないような申請が上がってきた場合は、まずは補正を求めるということが第1かなと思います。今、委員がおっしゃったような不具合が生じた場合については、恐らく事業計画の変更の指導がなされるなどして進んでいくものなのかなと考えているところでございます。

○白木委員 表現が悪かったかもしれないですけども、私が伺いたかったのは、促進区域として認められて、それで、次のステップ、要するに、アセスの段階に行く、方法書段階や準備書段階に進んだ段階で希少な生物が出てきて、それらの影響を避けられないといった場合には、促進区域にしたけれども、それを取り下げることができる設定になっているかということです。

○中村会長 それは、ひょっとすると、個別案件ではそういう形の議論にならないので、多分、見直しということですよ。促進区域から排除すべき場所に今まで違った区域とされたものをより厳しくするというふうに途中でできるかどうかですよ、違いますか。1個1個の事業に対してですか。

○白木委員 そうですね。促進区域の中で事業計画が上がってきて、その事業をやっていく段階で影響が避けられないというような結果になった場合に、その事業というのは補助金などがついているのでしょうかけれども、それはゼロ・オプションにできるのかということです。

○中村会長 事務局、個別の事業の話だと思うのですが、どうですか。

○事務局（尾原課長補佐） 白木委員のご指摘は、我々は、考慮対象については、区域と事項を二つ定めますよとご説明しているのですが、市町村が事業をやりたいのだと区域を設定する段において、例えば、動物は動きますので、どこに巣があるというのは時々刻々と変わっていくようなことだと思っております。そういったものについても適切な配慮をなさいよということで、我々道基準を定めております。

そうしますと、我々が今定めたような形に沿うように事業計画や地域脱炭素化促進事業が計画されるという立てつけになっているのですけれども、実際にやってみて、そんな事

象が生じてしまったら、それこそ先ほど申し上げた配慮書、方法書以降の手続でそういった不具合が見つければ、事業の変更を検討できないかというところに移っていきます。あとは、ワンストップ窓口での認定の際に、各法の許認可に照らして許可できないといった場合については、差し戻して事業の見直しがされるという手続になると思います。

一度、市町村が認定した事業がそのままフィックスで、どんなことが起きても固定のまま進んでいくといった制度ではございません。

○白木委員 スライドの12番をお願いします。

この適用除外について、私はちゃんと意味を理解していないのですけれども、この真ん中の部分で、「道では、北海道アセス条例の対象規模未満の事業に、アセス手続を求めているため、全ての規模の事業に対して道基準で環境配慮を求めることは、現行条例と不整合が生じる」と書いてあるのですけれども、北海道アセス条例で扱っているのは法アセスに係る事業ですから、この促進区域の設定の事業と関わりはありますけれども、それと一緒になければいけないということは環境省の指針にも書かれていないのです。

その次の「現行条例を超えて新たな義務を課さないために」という意味がよく分からないのですけれども、今の北海道のアセス条例と、この促進区の制度は別物ですから、全く同じである必要がないのではないかと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○中村会長 お願いします。

○事務局（尾原課長補佐） 私の説明の直後に中村会長から1点ご確認があった、この地域脱炭素化促進事業の制度を使わずに事業を行うことができるのですよねというところで、そうでございますという回答をいたしました。ですから、例えば、ある場所において再生可能エネルギー事業を計画すると、それがアセス法だったり、アセス条例に照らすと、法や条例で特段の環境配慮手続を要しないとされているものについて、では、同じ事業について、そこは促進区域内だったから本制度を使ってやろうかとなった途端に、我々の道基準の配慮基準が課されるというところは不整合だなと思っています。

あくまでも、環境配慮を求めるのであれば、その事業が与える環境負荷に応じて手続の必要性が判断されるのが適切だろうと考えておりまして、それが促進区域内なのか、本制度を使うか、使わないかということで変わらないことが適切だろうと考えておりまして、このような説明をさせていただいているところでございます。

○白木委員 ただ、この促進区の中でやる事業というのは、例えば、そのワンストップであったり、あるいは、補助金がつくという形で、一般の条例や事業よりもやりやすい形になっているので、何かこうお得な事業なわけですね。

先ほど十分な環境配慮がされているとおっしゃっていましたがけれども、事業アセスにおいても様々なその問題が残っているわけなのです。私としては、やはり北海道の環境特性というのを考えれば、今、事業アセスで問題になっているところを無視して、そのままここに当てはめるということが必ずしも適切ではないと考えているのです。特に法的に問題がないのであれば、法アセスの規模と道の基準を一緒に考えなくてもいいのではないかと

思っているのですが、それが特に決まりでないのであれば、そういう形で考えていったほうがいいのではないかなという意見です。

○中村会長 事務局、言っている意味は分かったのですが、法的に、このアセスの条例の議論と今回の適用除外の議論で、道の基準に整合性を持たせることは必要ですか。

○事務局（尾原課長補佐） 今、私は、何らかの法律の条文を根拠としてお示ししての説明がにわかにできないところですので、宿題とさせていただいて、ちゃんと調べて改めて回答させていただきたいと思います。

今のところ、担当者として考えているのは、やはり我々行政が道民の方々だったり事業者の方々に対して行うことですので、先ほど申し上げたとおり、この事業は、制度を使うか、使わないかはともかく、この事業が与える環境負荷は変わらないのに、なぜ制度を使うと配慮を求められて、制度を使わないと配慮が要らないのですかということに対して、説明に窮するところを、今、私は担当者としては感じているところでございます。

○中村会長 それでは、今のところ、問題点ということで、ひとまず白木委員の意見を保留にして、またいずれ回答をお願いいたします。

○事務局（尾原課長補佐） 承知しました。

○中村会長 白木委員、まだあるかもしれませんが、後でまた手を挙げていただければと思います。

それでは、吉中委員、お願いします。

○吉中委員 いっぱいあるのですが、まず、今、白木委員からご指摘のあったところから申し上げたいと思います。

法律の施行規則をもう一度読み返してみますと、特例基準及び適用除外というのは、促進施設について、その規模または設置の形態もしくは場所その他の事項を勘案して検討し、その結果、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全と適正な配慮の観点から定めることができるかとされています。したがって、アセス法との整合性という観点から定めなさいということはどこにも言っていません。むしろ、マニュアルにも都道府県基準を効果的に定めることで、個別事業に係る環境配慮を適切に確保することにより、累積的な影響など、個々の事業で対応することが難しい課題にも一定の配慮が可能となることが期待されるということが述べられております。

促進区域になって、これから適正な形でいろいろな再生可能エネルギーの施設ができていくことになると思うのですが、そうしたときに、個別の今までの法律ではうまく機能していなかったところを今回の新たな仕組みで配慮できるようにしようという新たな試みだと思いますので、単に、規模、それから、ここで書かれているような手続論で整合、不整合という議論は非常に荒っぽい議論であって、むしろ、その場所場所での北海道の自然的社会的条件に応じた環境の保全と適正な配慮という観点からしっかりと検討していく必要があるのではないかなと思います。

まず、今の白木委員からのご発言に関してのところは以上でございます。

○中村会長 吉中委員、多分、児矢野委員もそれに関してかもしれませんが、後でもう一度戻ることにして、児矢野委員、いかがですか。

○児矢野委員 児矢野です。お世話になります。

今まさに白木委員が質問されて、そして、吉中委員が補足された点ですけれども、私は法学専攻の教員ですが、事務局のご説明について、説得力というか、合理性がないように思うのです。つまり、法解釈論、制度論として合理性がないのではないかという気がいたします。

それは、スライドの12ページをご覧くださいなのですが、ここに二つ理由が挙がっています。一つは、道では、北海道アセス条例の対象規模未満の事業によって不整合が発生するという点です。これについては、条例アセスにおける環境配慮、条例アセスと、それから、これからつくる道基準による環境配慮とは別物ですね。これは、白木委員がおっしゃっていたとおりです。そうすると、道がおっしゃっている論理、これは私の推測かもしれませんが、アセス規模未満事業にアセス対象事業と同じ環境配慮を求めることはおかしい、という議論は成り立たないのではないかと。つまり、条例との不整合という議論は、論理的に成り立ち得ないのではないかと。というふうに思います。まず、これが1点です。

それから、2点目は、もう一つ現行条例を超えて新たな義務を課さないために、道の適用除外は北海道アセス条例の対象規模未満の事業に設定するという点ですけれども、新たな義務といっても、促進区域というのは新たな規制緩和区域なわけですね。これは規制緩和の話です。場合によっては、先行地域の助成も得られるというところなわけですね。

この事業に伴う制約ですから、更地に新たな義務が任されるという話ではないという点にご留意いただきたいと思います。

さらに、環境省マニュアルの27ページをご覧くださいますと、都道府県基準によって、累積的影響など個別の事業で対応することが難しい課題にも一定の配慮が可能になることが期待されます。これは、恐らく、さっき吉中委員もおっしゃったことと共通するのですが、つまり促進区域は規制のワンストップ化や先行地域補助金のような助成策によって再エネの立地が促進されて、結果として、累積的影響、地熱などでは顕著かもしれませんが、風力や太陽光でもあり得ると思います。その懸念が生じる場合があります。

したがって、促進区域内の事業について、通常のアセスとは異なる、あるいは、それを超えた一定の環境配慮事項を設定することは全くおかしいことではないというふうに思われます。十分あり得るのではないかと思います。

それから、環境省のハンドブックも、特例事項適用除外事項にするのは、特に環境配慮の必要性が低い一定のタイプの施設に限定しています。

したがって、条例アセスの対象外なら全部除外というような乱暴な扱いはハンドブックは想定していないとも考えられるのです。もちろん、禁止はしていませんけれども、趣旨から想定されていないと思われます。

それから、そもそも法令は、促進区域で環境配慮事項を設定すること、つまり、道の表現では、新たな義務の負荷になりますけれども、これを前提、原則としているので、それを広い範囲で条例アセス未満は全て適用除外とするのは何か非常に奇異な感じがします。つまり、趣旨に適合しないような印象を受けるということなのです。

ですから、ここをご検討されるということではありますけれども、法解釈論や制度論の観点から、何か道のご説明自体が私に対しては説得力がないので、もしも条例アセス対象のものを全て適用除外とするのであれば、やはりそれなりにきちんとした説明が必要ではないかと思われまます。

もちろんご理解いただいていると思いますけれども、先ほど中村会長がおっしゃっていたとおり、この促進区域の設定というのは規制緩和の話です。だから、その点について、考えていただきたいと思います。

まだ、ほかにも幾つかあるのですけれども、取りあえず、このところはこれで終わらせていただきます。

○中村会長 専門の立場から詳しい課題、問題点を教えていただきまして、ありがとうございます。

ひとまず、今、事務局もメモしておられると思うので、今の点については、きちんと検討されるようお願いいたします。

○事務局（尾原課長補佐） 承知いたしました。

○中村会長 吉中委員、続けてどうぞ。

○吉中委員 1点だけ、今の点で補足させていただきます。

マニュアル、それから、環境省がつくったハンドブックで、この特例適用除外の例として挙げられているのは本当に限られたものです。委員の方ももし時間があったらご覧いただきたいと思うのですけれども、例えば、建物の屋根に設置されるもの、工業団地に設置されるもの、駐車場に設置されるものが例として挙げられております。ですから、そういうのも参考にさせていただければと思います。

それで、私が最初に申し上げたかったのは、まず、事務局の説明が間違っていたことについて、ぜひ訂正していただきたいのですけれども、別紙1-2の表の上に細かい字で書いてあるところのご説明で、今まで委員から提出のあった意見を網羅的に取り込んで全部並べてみましたというご説明がありました。私が提出した意見は提出した趣旨に沿った場所に書かれておりません。私は、促進区域に含めない区域として例をたくさん挙げさせていただいたのですが、配慮事項に含まれておりますので、先ほどの事務局の説明は間違っているということをご確認いただきたいと思います。

その上で、まず、大きなところですが、最初に会長がおっしゃったことと少しかぶるのですが、今回定める都道府県基準は、やはり施行規則で定められておまして、それを、今回、事務局でつくられたスライドの4ページにまとめてあるというようなご説明だったと思うのです。まず、スライドの4ページにまとめてあるうちの四つ目、客観的か

科学的な知見に基づいた情報を設定とありますけれども、施行規則で決められているのは情報を設定するのではなくて、客観的かつ科学的な知見に基づいて基準を設定しなさいということが書かれております。どういう基準情報があるのかを並べて示すだけではなくて、それを用いて設定しなさいということが書かれてあることを指摘しておきたいと思えます。

それで、一番大事なのは、ここでも四つ目を修正していただくとして、一つ目の地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保することを旨として基準を考えなさいと書かれてあるにもかかわらず、5ページ以降の説明ではそういう検討が全くなされているようには見受けられません。むしろ、5ページ目でいきますと、道基準の設定による影響に配慮ということで、施行規則にも書かれていない道基準の設定により、ほかの制度との整合性がどうなるのかというようなことしか書かれていないので、まず、そこを議論した上で、北海道としての自然的社会的条件というのは一体何なのかということをしつかりと押さえる必要があるのではないかなと思います。

それで、例えば、その事項としては、先ほど長野県の例がありましたけれども、北海道の条件として自然環境、生物多様性、あるいは、この雄大な景観、さらに、それを生かした観光、そして、北海道自体を支えている農林水産業といった観点がしっかりと盛り込まれて今回の基準設定の検討をしていただく必要があるのではないかなと思います。

大きなところは、まず、そこまででよろしいでしょうか。

○中村会長 実は、吉中委員がおっしゃったことは、私も12月に様々な再エネの促進区域から外すべき地域みたいなものを書いています。事務局はそれを全て考慮の二つ目のところに持って行ってしまっているのですけれども、それは確かに吉中委員の言うとおりに、我々が書いた意図とは違っています。私の意見も違っています。そういう意味では、一番最初の再エネ促進地域から除外する地域なのか、もしくは、考慮地域なのかについては、委員とコンタクトを取っていないと思います。そこは、ああいう書き方をされてしまうと、我々が考慮事項を考えたと思われてしまうので、間違いだと思います。

それから、今、吉中委員がおっしゃってくれたように、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全の適正な配慮というのが何をやるのかがよく分からないです。生物多様性、地域産業、景観といった北海道がどうしても守っていかなければいけないものを、道の基準の基本的な考え方に具体的にきちんと書くべきだと思います。それを曖昧にしてしまうので、後がちゃんと続かないのです。そういう意味では、長野県のほうがよっぽどしつかりしていると私も思いました。

個人的な意見です。

事務局から何かありますか。

○事務局（尾原課長補佐） まず、吉中委員、中村会長からご指摘いただきましたたき台の資料について、私の説明も資料の説明も間違っておりまして、大変失礼いたしました。

確かに、吉中委員と中村会長がおっしゃるとおりでございまして、我々は、いただいた

ご意見の中から配慮を必要な事項や区域は参照したのですけれども、配置の考え方については、今回、お示ししたような考え方に基づいて配置させていただきましたので、吉中委員や中村会長、そのほかの委員の方々の意見のとおり基準になっていないことは、そのとおりでございますので、資料の間違いと私の説明の間違いをおわびしたいと思います。大変失礼いたしました。

そのほかの今までいただいた事項については、お話も踏まえまして、また検討させていただければと思っております。

○中村会長 ありがとうございます。

瀧波委員、どうぞ。

○瀧波委員 このたたき台の水産関係の文面について、具体的な事項になりますけれども、よろしいですか。

別紙1-3、たたき台の考慮対象事項の6ページです。

水の汚れによる影響、それから、水の濁りによる影響、水温による影響の3点ですけれども、ここで収集すべき情報というところで、実は、サケ・マスふ化場並びに養殖施設は、これは先ほど言った場所といった点でもあるのですけれども、このサケ・マスふ化場への対策を講じる動向については、前ページの生物の多様性のところに書いているのですが、これは人工的なサケ・マスふ化場ということで産業としてやっているものですから、こちらの収集すべき事項に入れたほうがいいのではないかと思います。これは、特にふん尿系のバイオマスにおける水の関係で、サケ・マスふ化場にすごく危険があるということで、全道113か所にあるものですから、その辺の検討をいただきたいと思います。

それと、もう一点、次の7ページの騒音による生活環境への影響というところは風力発電等の関係だと思のですが、今は洋上風力発電というのが開発途中の段階にあって、この海の漁場の環境や水産資源の影響の知見がかなり乏しい状況にありまして、どういうふうにかは分からないのですけれども、考え方の中には、漁場水産資源の影響を考慮するといった面をぜひ記入すべきではないかといったことです。

あとは、植生等といった面でいろいろ書いていただいていると思います。

○中村会長 事務局、いかがですか。

○事務局（尾原課長補佐） まず、1点目のふ化場の件については、ご意見を参照して、また、このたたき台、基準を修正してまいりたいと思っておりますのでございます。

2点目の洋上風力については、この制度自体が洋上風力を対象にしておりませんので、対応が難しいかなと思っておりますのでございます。

○中村会長 よろしいですか。

ほかは、いかがでしょうか。

児矢野委員、お願いします。

○児矢野委員 私も幾つかありますので、順番に行きます。

まず、第1は、吉中委員と中村会長がおっしゃっていることを私も支持します。つまり、

スライドの4ページに道基準の考え方がありますが、これは極めて抽象的であり、役所が
というか、国が何かこう留意してくださいと言っていることをそのまま焼き直している感
じなのです。だから、私は、これでは道の方針とは言えないのではないかと思います。

それから、二つ目は、スライドの5ページですけれども、何か、再三、事務局は促進区
域の内部と外部と同じでなくてはならないというようなことおっしゃっているのですが、
私はここが何か理解できないのです。つまり、なぜかという、先ほども申し上げました
けれども、脱炭素化区域の設定というのは、市町村における脱炭素化促進事業を推進する
ため、目標を達成するために規制緩和をするという話だと思ふのです。だから、規制緩和
した特区をつくると。

ただし、規制緩和によって環境保全に悪影響が出ないよう促進区域の設定は環境省令を
定める基準に従って、かつ、都道府県基準に基づくと言っています。だから、これは先ほ
ど事務局の方もおっしゃいましたけれども、手続の簡素化、つまり、ワンストップサー
ビスという特例と、アセス法の配慮書手続の省略という特例の適用は、促進事業について環
境配慮を緩和するものでもなく、それから、手続の透明性、民主的統制の阻害をするもの
ではない、つまり、そういうものは本旨とはしていないということは明確なわけです。

結局、特例措置においても地域の自然的社会的条件に応じた適正な環境配慮及び手続の
透明性、民主的統制が確保されるように、特にこの環境配慮ですけれども、都道府県基準
が重要な役割を担うと。つまり、促進区域指定の適正化を通じた推進事業での環境の確保
が重要な役割を担うということなわけです。

だから、この促進区域内外と同じでなくてはならないということの意味が私は理解でき
ないので、このことのご説明をしていただきたいと思います。そもそも、規制緩和した場
合に、緩和するから環境配慮がおざなりにならないようにしましょうというのが基準です
から、何かよく分からないなという気がいたしましたので、そこのご説明をお願いしたい
ということです。

それから、アセス配慮書の省略について、これは非常に重大な話でして、資料のスライ
ドの16ページ、17ページ辺りでご説明いただいていますけれども、実は、このワンス
トップサービスについては、許認可のプロセスにおいて、関連の審議会に諮られることにな
っています。要するに、市町村に窓口を一元化ということがポイントなわけです。

改正温対法第22条の2、それから、第22条の5から10を見ますと、ワンストップ
サービスですけれども、これは窓口を一元化するという話でありまして、審議会にはかかる
わけです。

ところが、このアセス法の配慮書の手続の省略については、要するに、審議会にもうか
からないと。従来、配慮書が扱ってきた事項は、立地と規模というふうにスライドには説
明がありましたけれども、規模だけではないです。施設の構造なども含めまして、結構た
くさんのことを配慮することになってるわけです。だから、施設の構造といった他の重要
な要素は区域指定ではカバーされないことですが、これも含んでいることについて、

都道府県基準が適正にかつ十分にカバーしない限り、配慮されない、または、市町村の協議会で十分検討されないと。つまり、一般にマンパワー不足の市町村協議会はアセス審議会の代替は無理という事態が生じるわけです。

したがって、この基準案は、アセス関連の事柄、配慮事項をできる限り網羅的に含む必要があって、そうでないと、市町村が的確に判断できません。さらに、その基準案については、アセス審議会でも適正かつ十分な検討が不可欠ということですから、これは私が前から申し上げているように、このアセスの配慮書の省略に関して、この道基準案が適切に十分対応されているかという、私は、はてながつのです。要するに、E I Aを緩めた分は都道府県基準を通じた環境配慮で補われるというのが改正温対法の規制緩和に関する促進区域の設定の趣旨だと思います。

ですから、この辺りについて、もう少しE I Aの配慮書の手続省略部分の考慮を基準案がちゃんとカバーするような形にさせていただく必要があると思います。

ほかのことは、気がつきましたら後で申し上げます。

○中村会長 それでは、まず、今の5ページ目でおっしゃっていただいた既存の促進区域の内外との整合性についてと、今の15ページのアセスの手続の配慮書の話事務局からお願いします。

○事務局（尾原課長補佐） 冒頭の1点目については、これまで、同様のご質問、ご意見が委員の方々から寄せられていて、私が回答した以上の回答を今は持ち合わせておりませんので、児矢野委員の今のご発言を精査、検討した上で、改めてご回答させていただければと思います。

2点目については、配慮書の手続省略については、立てつけ上、我々、都道府県基準が省略されるはずのアセス法の配慮書の手続と遜色ないような都道府県基準を頑張ってつくって、それが事業計画に反映されることをもって、同等を担保しようといった制度設計になっております。

我々としては、今、児矢野委員のご懸念が生じないような形で頑張って都道府県基準をつくってまいりたいといったところがございますけれども、これも改めて精査いたしまして、回答させていただければと思います。

○中村会長 具体的にどういう形でそれを配慮するのかを配慮書の手続がなくなることに、都道府県の基準の中でどうやって担保するか、その辺の案が何か示されると議論が進むと思うので、よろしく願いいたします。

○児矢野委員 それで、この環境審議会では、アセスの配慮書がきちんと基準案に反映されているかということを検討するキャパシティーが恐らくないと思うのですよね。だから、後で質問させていただきますが、やはり私が従来から申し上げているように、きちんとその辺りが反映されて適正なものに十分になっているかということについて、やはりアセス審議会で検討いただくというのは不可欠だと考えています。

これは、私の意見です。

前回の会議でもその点につきましては、審議会の組織的な決定としてあったので、その辺に関しては、この環境審議会だけではなくて、やはりもう少し重く考えていただきたいと思えます。

もう考えていただいているかもしれませんが、補足でした。

○中村会長 それについては、私の記憶が正しければ、もう既に前回の会議の中で環境審議会から環境影響評価審議会にお願いをするということは決まっていたよね。

事務局、間違いないですよ。

○事務局（尾原課長補佐） 今、児矢野委員と中村会長がおっしゃったとおりに我々も認識しております、この親会でのたたき台の議論が終わった後に、各部会なりアセス審の方々から審議いただくという調整に動いてまいりたいと思っているところでございます。

○中村会長 ありがとうございます。

吉中委員、どうぞ。

○吉中委員 これから細かい基準の書きぶり、あるいは、先ほどの別紙1-1、別紙1-2の細かいところは、まさに大きな基本的な考え方を整理していただいた上で、もう一度しっかりと検討するということかと思えますので、今回は、その辺りの細かいところを申し上げるのは置いておきたいと思えます。

大きなところで何点か気になったことだけ申し上げておきたいと思えます。

まず、スライドの8ページの市町村が促進区域に含めることが適切でない認められる区域の案というところで、道の基準の案として設定の考え方が書かれてありますけれども、私は、この中で、まず、「法令に基づき」という文言、それから、「施設の設置を原則認めないこととしている又は禁止を行政指導している区域」という文言は問題があるのではないかと感じております。

まず、一つ目の「法令に基づき」と限定をしているわけですがけれども、必ずしも、法令そのものに明文化されていなくても、環境保全、あるいは、防災上の必要性が特に高い地域は数多く存在しているかと思えます。環境保全、特に生物多様性の観点から言うと、何らかの規定や取決め、基準、申合せ等、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られており、なおかつ、ここで述べられている範囲が明確に定義されているような地域、自然共生サイド、あるいは、OECMみたいなところがこれから出てくると思えますので、そういった地域は非常に重要であるという観点から促進区域から除くべきだろうと私は考えております。

それから、後段の「施設の設置を原則認めないこととしている又は禁止を行政指導している区域」というのは非常に曖昧な表現で、「行政指導」と入っておりますけれども、行政担当者の恣意的な判断に左右されてしまう危険性もあるのではないかというようなこともあり、行政、北海道として定める基準に「行政指導している区域」というのを入れるのはいかがなものかなと思えます。

「施設の設置を原則認めないこととしている」という基準は、まさに国の基準をそのまま

ま引っ張ってきていただいているわけですが、やはり北海道の条件に鑑みた上で、環境保全上、防災上の重要性が非常に高いところというのは積極的に取り組んでいく必要があるのではないかなというのが1点目です。

それから、もう一点目は、同じように、道の基準のところですが、10ページ目の考慮対象の基準です。

ここでは、道の基準の案で、設定の考え方が書かれてあるところですが、まず、一つ目に、「法令や条例等の基準の遵守や」とありますが、これは当然のことですから、何でもそんなものを書かないといけないのですかという気がいたします。必要ないと思います。

それから、その後段の「許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの」という文言がありますが、許認可等手続を経ても施設の設置ができない場合は当然あり得ます。手続さえすれば可能だということを書くのであれば、許認可制度そのものを否定するような非常に不適切な表現ではないかなと考えております。ですから、この区域の事項は、どちらも「法令や条例等の基準の遵守」という文言、それから、その後の「手続を経れば施設の設置が可能」という文言は削除したほうがいいのではないかというご提案です。

○中村会長 今、具体的な考え方のところで意見があったのですが、事務局、いかがでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） まず、冒頭の1点目でございますけれども、民間の方々の活動で示されている保全すべき区域、OECMはたしか環境省の中でも国内での扱いを検討中と承知しているところでございます。そういったものも含めて、どこまで対応できるかわかりませんが、検討させていただきたいと思っております。

○中村会長 今のところで、「法令に基づき」というのを消すという具体的な提言があったのですけれども、それについてはどうですか。

例えば、行政指導している区域が分からないのに、なぜこういうのが付け足してあるのかです。

○事務局（尾原課長補佐） 恐らく、吉中委員のご発言は、法令だけだと民間の取組を拾い切れないというご趣旨かと思っております。そこの事項とこれから行う検討との整合が取れるように、この考え方については、修正していきたいと思っております。

行政指導については、行政手続法で、そもそも行政指導する根拠なり考え方を明示した上で指導しなければならないといったことで、もし仮にご懸念のような恣意的な指導がなされれば、行政手続法違反になってしまいますので、そういったことは含まれないのかなと思っております。いま一度、この行政指導という言葉が適切かどうかについては、これをフィックスとすることなく検討させていただければと思っております。

続きまして、後段のご指摘ですけれども、法令や条例等の基準の遵守は当たり前ですから書く必要はないと話は、今後、検討させていただきたいと思っております。

その次の許認可等手続を経ればというところが不適切だというのは、許認可手続は手続をするだけではなくて、許可されなければできないはずなので、この表現が不適切といっ

たご趣旨でしょうか。

○吉中委員 端的に言えば、そういうことです。

○事務局（尾原課長補佐） 失礼いたしました。

そこは、誤解のないように表現を修正させていただければと思います。

○中村会長 児矢野委員、どうぞ。

○児矢野委員 全体的に吉中委員がおっしゃったことにも関わりますが、スライドの8ページと10ページを拝見すると、結局、これは国の話をほぼ焼き直しで同じではないかと。中村会長もおっしゃっていましたが、要するに、何か国の焼き直しで極めてミニマムなものではないかと思うのです。

なぜこういうふうにせざるを得ないかということを考えますと、これは、結局、私の解釈で恐縮ですが、初めの4ページの道基準の考え方を道が具体的にどういうふうに持っていくのか、優先順位や何を重視するかということの考え方と基本方針を立てておられないので、結局、国の言っているようにミニマムにならざるを得ないというのは、論理必然的にそうなるのではないかという気がするのです。

それで、結局、市町村側からしても、この改正温対法の趣旨を実現するためには、要するに、この脱炭素の目標を設定し、それを実現するための手段としての促進区域であるというふうに考えると、それを制限することになるというような話というか、これは道庁もおっしゃっていますけれども、この規制緩和を受けられるか、受けられないかというのは、やはり市町村にとって大きな話なわけです。

そうすれば、それを北海道のまさに自然的社会的条件や特性を反映した形にしていくということをはっきりと市町村へのメッセージとして出さないと、結局、ミニマムにせざるを得ないということに構造的にもなるのではないか。だから、やはり基本的な方針や考え方を示すというのは、ただ単に分かりやすくするという話ではなくて、そもそも何を促進区域から外すべきか、それから、どういう配慮基準を何についてつくるべきか、ということの基礎になるのだと思います。先ほどの条例アセスの事業の話も含めまして、やはり道がこのような基礎を示してもいないのに、こういうものを促進区域から外しているのはおかしいではないか、というふうな議論が当然市町村から出ると思うのですよね。

それで、市町村にとっては、やはり生き残りがかかっている話で、やはり何を外されて、何を外されないかが極めて重要な話です。道の方々も大変苦心されていると思うのですが、やはりこの長野県のを拝見すると、きちんと優先順位というか、基準をつけてやっておられます。だから、何を外していいかというのがミニマムではないものが出てくるわけです。

ですから、具体的に意味のある方針や基本的考え方を示さない限りは、結局、国の話の焼き直しになるだろうと私は論理的に思うので、そこら辺の構造をもう一度再検討いただいて、まず、基本的な方針や考え方をきちんと明示していただくところからやっていただければと思います。

○中村会長 私もほとんど同じ意見です。

ただ、今日は、皆さんとそこの意見を出していくのは時間的にももう難しいと思います。先ほど、吉中委員は、吉中委員の考え方として、生物多様性や農林水産業、北海道の景観など、ほかにもあったと思うのですけれども、そういった話題を出されていまして。ですから、皆さんにも、1週間ぐらい余裕を見ていただいて、いわゆる北海道の環境を保全しなくてはならないという観点から、やはり今の促進区域から除外すべき考え方、こういった環境を保全すべきではないかという基本的な考え方を、全員ではなくてもいいのですけれども、事務局に寄せるような形にするのは駄目でしょうか。

事務局、いかがでしょうか。

○事務局（尾原課長補佐） 我々も、今日こういった審議会の場でたたき台の考え方とたたき台をご説明しているところですのでけれども、全ての委員から過不足なくこの時間だけで意見をいただくということは不可能だなと思っています。

今、中村会長からご提案いただいたとおり、今後、一定期間を設けて意見をいただければ、こちらとしても大変ありがたいところがございますので、お願いしたいと思います。

ただ、1点、我々が取捨選択しないという意味で、いただいた意見は全員に共有したいと思っております。我々は、全員にそのまま共有いたしますので、文章でいただく場合は、共有されること前提で文言を注視いただいて書いていただければと思います。

○中村会長 共有するのは重要ですが、最終的には、ある意味、道の今の事務局の責任においていろいろな意見をまとめて、道としてはこうしたいという基本的な考え方ある程度統合していかないと駄目だと思うのです。全部がごちゃごちゃになった状態では駄目だと思うし、ある程度似たようなカテゴリーについては、こういう考え方で別途まとめていくとことが必要だと思うのです。

長野県の事例が出ていますが、ただ委員の意見を羅列するのではなくて、それを四つなり五つなりにきちんとまとめるということによろしいですか。

資料としてベタ打ちのものがあってもいいのですけれども、少なくとも、今後、議論を進めていくためにも、部会に渡すためにも、こういった基本的な考え方を幾つかにまとめ上げるという作業は事務局でやっていただきたいのですけれども、よろしいですか。

○事務局（尾原課長補佐） 申し上げた趣旨は、勝手に我々が文言修正してしまって一番最初に委員からいただいた意見はそういうはずではなかったということを防ぎたいだけでございます。今、中村会長がおっしゃったとおり、いただいた意見をカテゴライズしてまとめて検討していきたいと思っております。

○中村会長 カテゴリーも重要ですが、道庁としての意見というか、我々が全てではないですから、やはり行政の立場から北海道の環境をどうしていったらいいかということもきちんと考えに入れて説明していただければ、委員もいろいろな意味で納得いただけると思うのです。全部、黒子に回るのではなくて、やはり道としての考え方をしっかり出していただきたいと思います。

○事務局（尾原課長補佐） 今、中村会長がおっしゃったとおり進めていきたいと思いません。

私から追加でお願いですけれども、やはり、委員の方々からこうやって意見をいただくというのは、例えば、我々の思いが至らないような根拠だったり背景があつてのご意見かなと思うので、もし可能であれば、そこら辺もご享受いただけると大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（竹本気候変動対策担当局長） 補足いたします。

もちろん環境の保全是考えたいと思ひますし、児矢野委員から規制緩和ということを再三言われていますけれども、先ほど言ったようにアセス部分は考慮されるように、そういう仕組みなり説明の資料をつくっていきたくて考えております。

この制度は、規制緩和、アセスをワンストップでということもあるでしょうけれども、そもそもは環境に配慮しながら地域に貢献する再エネ事業を促進していこうと。温対法に基づいて地域で話し合いながら、合意形成しながら進めようという制度であるという側面があることもご理解いただければと思ひております。

具体的に言うと、今後、具体的な促進区域、あるいは、事業者に求める保全の取組は、前も説明しておりますけれども、市町村が協議会を設けて公開の場、あるいは、環境の有識者も含めた場で公平にじっくり考えていこうと、促進区域の候補地や配慮事項を検討していこうという新たな趣旨を踏まえて、新たな法改正で新設された制度と理解しております。

こうなつたときに、初めから道がここはそうすべきではないと、促進区域に設定してはいけない区域を幅広に考えていいのかというところの線引きが非常に難しいということで、最初、後ろ向きというようなご発言もありましたけれども、その線引きが難しいというふうに考えておりました、今、審議会の委員のご意見を聞きながら進めたいというところ です。

初めから、北海道全域はほとんど駄目ですというふうになると、地域で合意しながら実施するというこの制度の余地がなくなるのではないかというような、極端かもしれませんが、そういうようなこともあり得ます。あるいは、そんなに厳しいのだったら、この制度は使いませんよというようなことも一方ではあるのではないかということで、使い手の市町村の意見を聞いてみなければならないなというふうにも考えておりますので、道は環境の保全に非常に後ろ向きだというご発言もありましたけれども、迷っているというか、線引きが難しいと考えているのが正直なところです。

○中村会長 何となく本音を言っていましたでしたが、多分、そうだろうかと私自身は思っています。

実は、各自治体で、どんな協議会ができて、どんな有識者が呼ばれて、本当にきちんと公開でやれるのか、多分、私も含めて、皆さんは、自治体の現状を知っているので、そんな自治体がたくさんあるのだろうかという心配をしているのです。

ということで、自治体にお任せではなくて、やはりそこには道の責任がちゃんとあると思うので、我々も全ての場所で促進区域を全て取りやめるなんていうことを思っているわけではないのです。ただ、文面どおりの協議会をつくって合意の下でうまくいきますよというふうにはさすがに思えないです。そんな実力のある自治体がどれだけあるのか。

実は、考慮したら認めるような、いわゆる最初に除外すべき場所があって、その次に考慮になっていますよね。私は、考慮はどうやってやるのだと思ってしまいます。例えば、どうやって考慮したら地滑り地域に太陽パネルを造ることができるのですか。明らかに危ない場所に造ろうとしているのに、なぜそれを認めるような案をつくるのかというのが僕には理解できないのです。正直言って、それを考慮してやればできるというふうな、合意性でやるなんていうことが私には理解できません。それを理路整然と事務局から説明していただければ、こうやって合意すれば地滑り地域でも太陽パネルはできるのですと言ってくれば、私も同意しますけれども、ただ、考慮するとか、ただ、合議制だ、ただ、協議会、専門委員、有識者を募るというだけでは予定調和論ですよ。そこは、よく考えたほうがいいと思います。

白木委員、お願いします。

○白木委員 別の意見を言おうと思っていたのですけれども、今のお話に関連することで、その線引きが難しいというお話をしていましたが、やはりその要因の一つは道のやりたいことがはっきり見えていないからではないかなとすごく思います。

実際に、今、再生可能エネルギーがいろいろなところでできて、住民からいろいろな問題点が指摘されて反対運動がたくさん起こっていますよね。それというのは、もう皆さんも脱炭素の重要性は本当にもう理解されていて、二酸化炭素を減らすことがすごく重要だということが分かっているのだけれども、そこに造ったところで、例えば、自分の地域には電気が下りてこなくてどこかに持っていかれる、自分の地域の環境が破壊されて、それが自分のところに戻ってこないという合意形成が全然できていないわけです。それが、例えば、最初の配慮書の時点で住民意見というのが出てくるわけですが、その場所がなくなってしまふので、配慮書がなくなったときに住民の意見をどう取り入れていくかというのは非常に重要だと思います。やはり、先ほどの合意形成においては、例えば、道としては、こういう形で北海道をつくっていききたいのだということがきちんと示されていれば、住民側も再生可能エネルギーアレルギー的なものもあるのですが、そういうものも少しは減っていくのではないかなと思うのです。

ですので、先ほど中村会長がおっしゃっていたような、各委員から生物多様性や景観に関わるような、自然環境の保全に関わるような意見をということでしたが、例えば、ここには再生可能エネルギーの在り方といったやや積極的なもの、住民が納得されるようなものについても盛り込んでいくというほうがいいのではないかと思いました。

ここで切ったほうがいいですか。

○中村会長 取りあえず、今の基本的な考え方の中に、そういうものが入ってきてもいい

と思います。

ひとまず、1週間ぐらいか分かりませんが、後で事務局から意見聴取のメールなどが来るとしますので、そのとき意見を書いてください。

続けて、どうぞ。

○白木委員 今後のお願い事になるのですが、複数の委員から国の基準の焼き直しではないかという意見が出されていまして。それで、私もそう思うのですが、そもそも国の基準になっているのは、もうほとんど法アセスで取り上げられていることがそのまま基準になっているような感じなわけです。

それで、今、実際にアセスに関わっていれば分かると思うのですが、法アセスでは環境を守れないというか、不備がいっぱいあるのです。ですので、道の基準をつくる時には、法アセス、国の基準は万全ではないということを念頭に置いて考えていただきたいと思います。

それから、条例アセス以下の規模で除外するという案が出ておりましたが、そもそも、北海道の条例アセスの第一種事業は国のアセスと同じにしています。その理由も、たしか国のアセスとの整合性を取るためとか、何かそんな感じの同じような理由だったのかなと思うのです。そうすると、もう法は国のアセスと同じ基準で切っていくという話になってしまうと思うのです。規模が小さくても、立地条件によっては非常に大きな影響が出るような場所がたくさんあるわけです。ですから、規模ではなくて、規模が小さくても定性的な立地条件的なもので考えていくことが必要だと思うので、条例アセス以下のものは切ってしまうというような乱暴な考え方は検討していただきたいと思います。

それから、冒頭で申し上げたのですが、この進め方について、例えば、長野県であれば太陽エネルギー、太陽光に関して非常に丁寧な検討がされてきたのではないかなというふうに思うのです。ですから、一つ一つの事業について、こういう丁寧な議論をしていくような場の設定をお願いしたいと思います。やはり、時間と労力が非常にかかるかもしれないですけども、物によって出てくる影響が全然違いますので、個別にきちんと考えていくような場をお願いしたいと思います。

最後に、先ほど累積的影響の話が出ましたが、今までの法アセスにはないような累積的な影響であるとか、事後調査といった今のアセスに足りないものもここにぜひ付け加えていけるような形で検討していければいいのではないかなと思います。

以上、希望みたいな感じですが、よろしくお願いします。

○中村会長 事務局のほうで、ご検討していただくことにしたいと思います。

児矢野委員、どうぞ。

○児矢野委員 先ほど、何か私が規制緩和はいけないみたいな感じの風潮で言っているように受け取られていたのですが、全然そうではありません。要するに、脱炭素を進めるためにどうするかということを改正温対法は扱っていて、やはり、そのためには手続を簡略化するという意味での規制緩和は必要だろうと。でも、手続な意味での規制緩和をしてし

まったことによって、環境保全や住民参加が阻害されてはいけないから、都道府県基準を設けたり、市町村の協議会を活用したりしよう、という話だと思うのです。だから、私の発言を誤解していただきたくないなと思いました。

それから、線引きが難しいというのは、私もおっしゃるとおりだと思います。だからこそ、やはり方針や基本的考え方をきちんと示す必要があるのではないかと思います。これは、もう先ほど申し上げたとおりです。

それから、これは私の専門に関わるのですが、細かいことで恐縮ですけれども、北海道はやはり世界遺産があるというのは一つ大きいですね。それから、北海道はラムサール登録湿地が全国的に非常に多いのです。これは、やはり国際的にも注目されるある種の重要なリソースでもあり、環境保全という意味で、北海道はそういうところがあるということもあるので、やはり見ると、条約の遺産と世界遺産の区域、それから、ラムサール登録湿地がみんな軒並み不適切ではないところに入っていて考慮対象になっているだけです。

だから、これはやはりいかがなものかと。まさに、北海道の特徴の一つなわけですから、細かいところで恐縮ですけれども、やはりこのところは再考をお願いしたほうがいいのではないかと思います。

それから、世界遺産については、やはりもしもこういうところが促進区域になって、直接コアの部分に施設が立つことはないと思うのですが、やはり危機遺産になってしまうということはあるわけではないわけですか。これは、やはり国際的な関心があるところも考慮いただいたほうがいいのではないかと思います。

それから、最後に、アセス審議会と他の部会での議論というのがどういうスケジュールで行うご予定でいらっしゃるかを確認させていただきたいと思います。やはり、アセス審議会ではかなり議論していただいたほうがよくて、できたものを持って行って修正でもいいですけれども、どういうふうにご検討いただいているのか、そのスケジュール感をできれば教えていただけるとありがたいと思います。

私は、自然環境部会の委員でもあるので、いつ頃こういう話が来るのか、その辺りが平行していくのか、それとも、どっちかが先行していく形なのか、その辺りの状況、ご検討いただいた結果を教えていただければと思います。

○中村会長 前半でおっしゃっていることは、やはり、私も事前説明のときに何回も言いましたけれども、この基本的な考え方が決まらない限り、どれを除外区域に持っていくのか、どれを考慮区域に持っていくのかというのが決まらないのです。僕は、それは何度も事務局に言ったはずですが、それが結果的に理解されずに、今回こういう形で出てきたということだと思います。もう一度、再考をお願いします。

それでは、今のスケジュールについて、事務局からお願いします。

○事務局（尾原課長補佐） 今、お話のあったスケジュールについては、相手のあることでもありますし、今、確定的に、いついつやりますと決まっているような部会はないです。

ここから先、2か月なりの間は設けて、各部会なり各審議会にお願いした上で審議の場を設定していただいたり、意見を聞くということを進めていきたいと思えます。

この環境審議会なり、我々の温対部会でのたたき台の審議と関係しておりますので、相手のご負担にならないように、ある一定の期間、2か月から3か月程度の期間を設けてご意見を頂戴して、いただいた意見からこの審議会の委員の方々に共有した上で、それぞれいただいた意見をこの環境審議会での議論の俎上にのせていきたいと今考えているところでございます。

○中村会長 2か月、3か月もかかってしまうと、そもそも環境審議会をもう一回間に入れてやるといった議論と矛盾してくるような気がするのです。

○事務局(尾原課長補佐) 3か月使って悠長にやるということは考えておりませんので、速やかに対応したいと思えます。

○中村会長 できる限りお願いいたします。

児矢野委員、不満かもしれませんが、今そこまで具体的に決まっていないうたいたいです。

今回は、結構関心の高い委員と、まだ聞く側に回ってしまった委員がいらっしやうたと思えるのですけれども、取りあえず、時間になってしまいました。

今まで発言されていない委員で、もし入りづらくて、なかなか聞きづらかつた、意見が言いつらかつた方がいらっしやうたしたら挙手をお願いいたします。

特によろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、宿題も含めて、いろいろな観点から出たと思えるので、この後、事務局が整理して、皆さんの知恵を借りながら基本的な考え方をしっかりとめていきたいと思えています。事務局としてはある期限をもって北海道にとって何が大事なのかということも検討できるような、そんな基本的な考え方を煮詰める機会にしていだければと思える。

よろしいですか。

児矢野委員、どうぞ。

○児矢野委員 最後にですが、今回、中村会長からいただいた長野県のものすごく参考になりました。だから、これはもちろん事務局のご判断だと思えるけれども、やはり他の都道府県でも今まさにやっていらっしやうたと思えるので、他の都道府県がどういうことをやっておられるかを見ていただくといいいのではないかと思える。既に事務局は参照されているのかもしれませんが、そして、もし可能であれば、委員にも、他の都道府県がやっていることについて共有させていただけるとありがたいなと思えました。

ここは、事務局と会長のご判断でお願いいたします。

○中村会長 実は、聞くところによると、別の県の会議資料の中には、自分たちの県がまとめた案と、他の県がまとめた案の比較ができるように、どれを今言っただけ除外区域にする

のか、どれを考慮の上、1とか2というカテゴリーにするのかということが、今日出された表の横に、他府県ではこうなっていると全体が見えるような形になった表が出てきているみたいです。

ということで、今、児矢野委員がおっしゃったような情報をみんなが一目で分かるような形で提示できると思いますので、もし可能ならば、事務局として検討していただければと思います。

ほかの方はよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 時間が過ぎて、申し訳ありませんでした。

それでは、事務局にマイクをお返しいたします。

4. 閉 会

○事務局（阿部環境政策課長） 中村会長、ありがとうございました。

この件に関しましては、先ほど来、ご回答申し上げますが、各部会あるいは関連のアセス審に対しては、それぞれの事務局にご相談の上、意見聴取やご審議をしていただくということで進めさせていただきたいと思います。

それでは、本日の審議会は、これにて閉会とさせていただきます。

皆様、本日は、どうもありがとうございました。

以 上